

ゆとり〜とライン

ガイドウェイバス志段味線

安全報告書 2016



平成28年(2016年)8月

名古屋ガイドウェイバス株式会社

1 安全報告書の公表にあたって

いつもゆとりーとラインをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

ガイドウェイバス志段味線は、平成13年3月23日に大曾根～小幡緑地間6.5kmで営業を開始して以来、今年で15周年を迎えました。ガイドウェイバスは鉄道とバスの利点を組み合わせたシステムで、道路の中央分離帯上に設けた高架専用軌道を、車両の前後輪に取り付けた案内装置の誘導で走り、鉄道としての定時・高速走行を確保するとともに、さらに一般道路を同一車両で連続して走行できるデュアルモードで運行しています。デュアルモードを効率的に行うために、当初から運行実務をバス事業者に委託しており、弊社は運行計画及び運行管理を行っています。平成27年度は1日約11,400人のお客様にご利用いただきました。

また、平成27年4月にはゆとりーとライン高架区間において、平日ラッシュ時の混雑緩和を目的として午前6時台から10時台に7本を増便するダイヤ改正を実施しました。さらに、平成28年3月からはIC乗車券による全国相互利用サービスを開始し、従来のマナカ、トイカ、スイカに加え、全国で利用されている主要なIC乗車券のすべてが利用できるようになりました。

今後もさらなる利便性の向上に努め、ゆとりーとラインがお客様にとって利便性の高い公共交通機関であることを積極的にPRし利用促進を図ってまいります。

交通事業者として、お客様の安全をすべてに優先させることが最も基本的なサービスであり、お客様の尊い命をお預かりしている意識を常に持ち、安全・安心を最優先として運行を続けてまいります。

この報告書は、軌道法に基づき輸送の安全確保のための取り組みや安全の実態について、ご理解をいただくために公表するものです。本報告書の内容や弊社の安全の取り組みについて、皆様のご意見をお寄せいただければ幸いです。

名古屋ガイドウェイバス株式会社

代表取締役社長 田宮 正道

2 基本的な方針

(1) 安全方針、行動規範

当社は社長、役員、社員の一人一人がこの安全方針に基づき、安全輸送の確保に全力で取り組みます。

名古屋ガイドウェイバス株式会社 安全方針

名古屋ガイドウェイバス株式会社は、全社員が、安全な輸送の確保が公共交通の最大の使命であることを認識し、お客様がいつでも安心してご利用いただけるよう、一丸となって安全・安心で快適な輸送の提供に努めます。

- 1 すべての業務の遂行にあたり、安全の確保を最優先いたします。
- 2 社員一人ひとりが関係法令に習熟し、遵守いたします。
- 3 輸送の安全を守るための業務を絶えず見直し改善し、安全の向上に努めます。

平成28年6月9日

名古屋ガイドウェイバス株式会社 代表取締役社長 田宮正道

また、日々の具体的な安全に関わる行動規範を以下のように定め周知、徹底しています。

行 動 規 範

- ① 安全の確保を最優先とし、一致協力して輸送の使命を達成することに努める。
- ② 輸送の安全に関する法令及び関連する規程類(以下「関係法令等」という。)をよく理解するとともに、これを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行する。
- ③ 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努める。
- ④ 職務の実施に当たり、憶測によらず確認の励行に努め、疑いのあるときは、最も安全と思われる取扱を行う。
- ⑤ 事故、事故のおそれのある事態、災害その他輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれのある事態が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、相互に協力して速やかに安全かつ適切な処置をとる。
- ⑥ 安全に係る情報は、迅速かつ正確に関係箇所に伝達し、その共有化を図る。
- ⑦ 常に問題意識を持って行動し、業務の見直しが必要な場合は、積極的に対処する。

(2) 安全重点施策等

第5次輸送安全目標(平成27年度～29年度)

ア 定量的な目標

表－1

項 目	
運転事故(衝突・脱線・火災)	ゼロ
人身事故	ゼロ
輸送障害	ゼロ
インシデント	ゼロ
災害	被害を最小限に食い止める

イ 定性的な目標

毎年度の安全重点施策による。

〈平成27年度名古屋ガイドウェイバス株式会社安全重点施策〉

① 安全に関する教育及び訓練の充実

乗務員、駅務員、施設・車両関係職員等の各種教育訓練を、計画的に実施し、安全に関する知識及び技能の向上を図る

② 指差確認称呼などの基本動作及び規程の遵守

職制による車両添乗・現場巡回を年間を通じて実施し、規程等に則った指差確認称呼実施状況などを確認・指導する

③ 事故防止意識の徹底

7月、10月に事故防止強化旬間を設定し、安全統括管理者(運輸部長)による職場巡回を実施する。あわせて現場職員との円滑なコミュニケーション作りを行う。

④ 安全に関する情報の共有化及びコミュニケーションの確保

毎週、週初めに行っている役員を含めた係長以上の「常会」での情報提供と報告等によって円滑なコミュニケーションに努める

⑤ 安全管理体制の構築・改善の取組

安全方針の策定、周知状況の把握

安全重点施策の策定、見直し、進捗状況の把握

安全管理体制が、適切に構築・実施・維持・機能していることを確認するため、内部監査を実施する

施策として毎年、年度末に当該年度の安全を振り返り、次年度の月間毎の重点安全目標を定めて実施しています。平成27年度は表－2のとおりです。

(3) 平成27年度 事故防止等重点目標(年間目標)

表－2

月別	目 標	実 施 事 項
4	基本動作の徹底 交通弱者保護の徹底 ・子供と高齢者の交通事故防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転取扱いにおける基本動作の励行と運転マナーの向上（着座確認等の完全実施） ○ 扉開閉時、お客様の安全確認、（声掛け等）で扉挟撃事故防止 ○ ラッシュ時間帯等、不慣れなお客様への、積極的な声掛け及び、車内整理案内実施 ○ 新入学 生徒、児童、園児、高齢者及び身体障害者の事故防止案内と保護 ○ リフト操作取扱の完全熟知
5	※ 春の全国交通安全運動 5月11日（月）～5月20日（水） ・軌道内、標識確認厳守の徹底 ・ドア開閉時の事故防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 正確な指差称確認（軌道内）の徹底による安全運転（車内放送音量の適正） ○ 駅進入時、待合客動向に注意 ○ 車内・車外、整理案内の徹底でドア挟撃等の事故防止（特に金屋駅）
6	※ サービス強調月間 ・雨期の接客サービス及び事故防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感謝の心を込め、明確に「ありがとうございました。」を励行 ○ 快適な車内温度と乗り心地をお客様に提供 ○ 傘等の「忘れもの」案内の励行
7	※ 夏の交通安全県民運動 7月11日（土）～7月20日（月） ※ 事故防止強化旬間 7月11日（土）～7月20日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 正確な指差称呼実施で漫然運転防止（軌道内） ○ 車内状況の把握と、的確な案内で車内事故防止 ○ 健康管理の徹底「暴飲・暴食」に注意し、快眠により安全運転の徹底
8	・車内案内の徹底 ・エコドライブ運転の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健康管理の徹底「バランスの摂れた食事と十分な睡眠」で安全運転の徹底 ○ 遅延時の遅延案内の確実実施 ○ 不慣れな方への親切的案内実施
9	※ 秋の全国交通安全運動 9月21日（月）～9月30日（水） ・高齢者の事故防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 車内状況を把握した、的確な案内と正確な運転操作 ○ 正確な指差称呼・確認により、駅進入時の事故防止 ○ 乗降客の動向（高齢者）に注意し、案内放送等による注意喚起及び着席誘導の実施 ○ リフト操作取扱の完全熟知
10	※ 事故防止強化旬間 10月11日（日）～10月20日（火） ・機能変換操作と発車合図の確認	<ul style="list-style-type: none"> ○ 確認と車内・車外案内の徹底で、車内事故防止 ○ 厳正な指差称呼の実施（軌道内） ○ 軌道区間内、曲線部及び駅進入時の速度制限厳守

11	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス推進月間 ・ 駅進入時の安全確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適切な車内温度と車内案内で快適な運行実施 ○ 遅延時の遅延案内の確実実施 ○ 駅構内における待合客の動向に注意、安全確認の励行
12	<ul style="list-style-type: none"> ※ 年末の交通安全県民運動 12月1日（火）～12月10日（木） ※ 年末年始安全総点検の実施 12月10日（木）～1月10日（日） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転の厳禁「高めようモラル・守ろうルール」運転マナーの向上 ○ インフルエンザ防止対策の実施（うがい・手洗いの励行、咳エチケットの徹底） ○ 車内事故防止の協力要請案内の実施 (年末年始安全総点検の実実施計画詳細は、別途通知)
1	<ul style="list-style-type: none"> ※ サービス強調月間 ・ 積雪、凍結時の事故防止 ・ エコドライブの実践 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 接客サービスの向上「感謝の気持ち・謙虚な態度・笑顔の対応」の徹底 ○ インフルエンザ防止対策の実施（うがい・手洗いの励行、咳エチケットの徹底） ○ 軌道内路面状況の把握・安全速度の厳守
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 積雪・凍結時の事故防止 ・ 車内事故の防止 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ホーム・乗降口・床面凍結による乗客転倒事故防止（旅客への注意喚起） ○ 路面・車内状況を把握した、的確な案内と正確な運転操作 ○ 「お待たせしました」案内の完全実施
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 軌道内、標識確認厳守の徹底 ・ 車内事故の防止 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指差称呼で、曲線部及び駅進入時の速度制限厳守 ○ 高齢者、子供、身体障害者に対する配慮及び発進反動・停止反動による事故の撲滅 ○ リフト操作取扱の熟知

月別の目標、実施事項については、バス事業者が乗務員点呼時に注意喚起するとともに弊社職員の添乗指導時には重点的に確認しています。

3 安全管理体制

社長をトップとする安全管理組織を構築し、各責任者の役割を明確にしています。

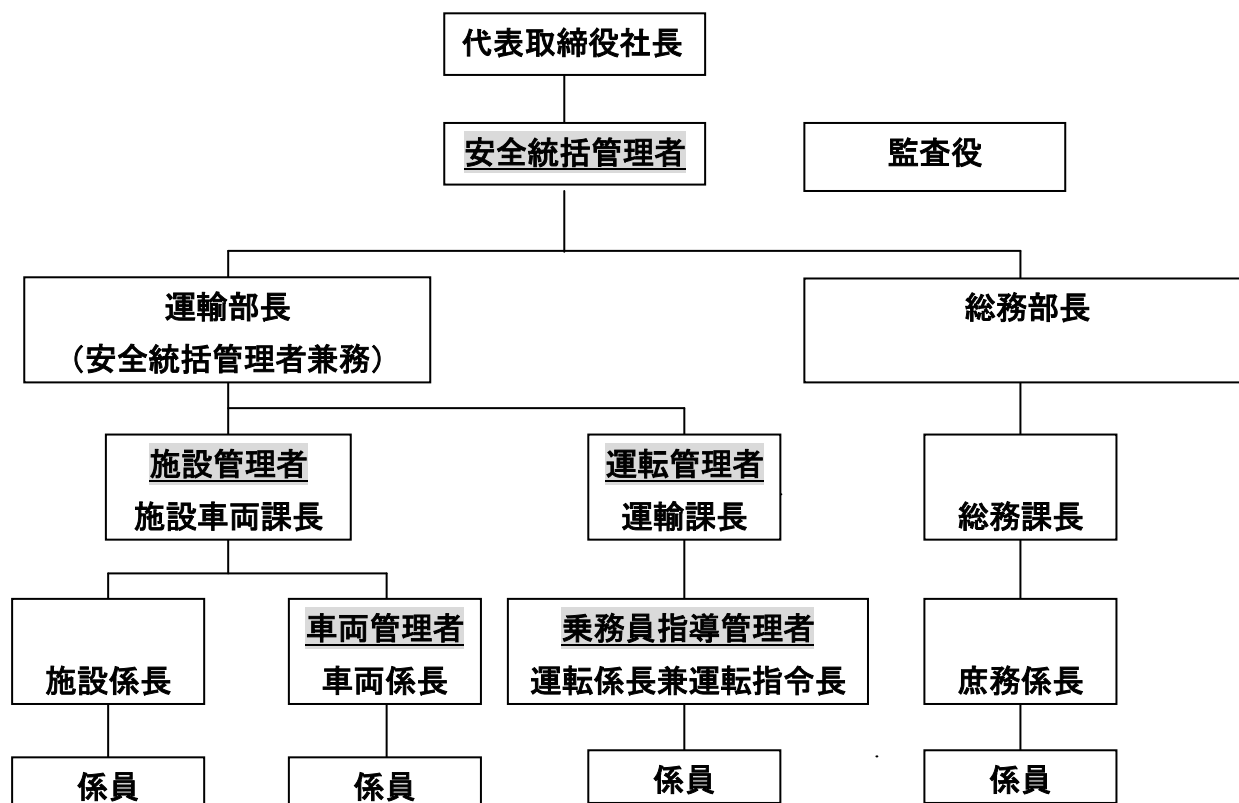


表-3

役 職	役 割
代表取締役社長	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
安全統括管理者 (運輸部長)	輸送の安全確保に関する業務を統括する。
運転管理者 (運輸課長)	安全統括管理者の指揮のもと、運転に関する事項を統括する。
乗務員指導管理者 (運転係長兼運転指令長)	運転管理者の指揮のもと、乗務員の資質の保持に関する事項を管理する
施設管理者 (施設車両課長)	安全統括管理者の指揮のもと、軌道施設に関する事項を統括する
車両管理者 (車両係長)	安全統括管理者の指揮のもと、車両に関する事項を統括する。
総務部長	輸送の安全の確保に必要な設備投資・財務・要員に関する事項を統括する。
監査役	輸送の安全の確保状況の確認に関しては、監査役が業務監査において実施する。

4 事故等の発生状況と再発防止措置

平成27年度の事故等の発生状況

表-4

事故等の種類	件数
運転事故	0件
輸送障害	3(0)件
災害	0件
インシデント	0件

(注)事故等の種類は軌道法、省令等に定められた種類をさします。

運転事故：車両衝突事故、車両脱線事故、人身障害事故等をいいます。

輸送障害：車両の運転を休止したもの、または30分以上の遅延が生じたものをいいます。

※輸送障害の()内の数字は30分以上の遅延が生じた件数で内数です。

災害：地震や暴風雨、豪雪などにより軌道施設または車両に生じた被害をいいます。

インシデント：運転事故が発生するおそれがあると認められる事態をいいます。

【輸送障害】

・エンジンの故障によるもの(1件)

⇒全車両の該当部を点検又は部品交換

・変速機操作系統の故障によるもの(1件)

⇒全車両の該当部を対策品に部品交換

また、故障発生時の非常スイッチの使い方を全乗務員に再徹底

・降雪によるもの(1件)

5 安全確保のための措置

(1) 人材

日頃、職場内研修で安全教育に務めています。また、行政当局、社団法人日本民営鉄道協会、中部鉄道協会、財団法人鉄道総合技術研究所等の講習会、研修等に積極的に参加して情報収集、職員の質の向上に努めています。

① 平成27年度には新たに4人の無軌条電車運転免許取得教習を行いました。

平成28年3月末で、無軌条電車運転免許取得者は、計75名です。



無軌条電車運転免許試験

② 集合研修

事業所に出向いて集合教育を8月3日から8月7日と3月16日から3月19日に全ての乗務員を対象に実施しました。

(2) 資金

平成27年度の軌道・車両などの維持管理、修繕費等として、事業営業費に対する割合は表-5のとおりです。

軌道・車両などの維持管理、修繕費等の事業営業費に対する割合

表-5

平成26年度	平成27年度
約18%	約18%

(3) 訓練

① 車両火災乗客避難訓練・地震時乗客避難誘導訓練

車両火災を想定した乗客避難訓練及び地震発生時における乗客の公共避難場所への誘導訓練を実施しました。



車両火災乗客避難訓練



地震時乗客避難誘導訓練

② 非常渡り線設置訓練

車両故障等により、その復旧に長時間を必要とする場合に、後続車両を軌道外へ移動(上り線から下り線、下り線から上り線)させることを想定して、案内軌条の取外し及び復旧を行う訓練を実施しました。



非常渡り線設置訓練

(4) 点呼状況・車両日常点検状況の視察

年末年始安全総点検実施中に、安全統括管理者等が運行委託事業者に出向き、点呼及び車両の出庫前点検等が確実に実施されているか視察を行いました。



点呼状況視察



車両日常点検状況視察

(5) 営業規則等の改正

平成28年1月1日、乗客の禁止事項等の追加に伴い旅客営業規則の改正を行いました。

平成28年3月12日、他社カードの乗車券特例に伴い旅客営業規則の改正を行いました。

(6) 従業員との対話等

少人数の会社のため、日々の会話などから意見を汲み取り、毎週開催の役員を含めた係長以上の「常会」での情報提供と報告などから意見交換し、業務に反映するように努めています。

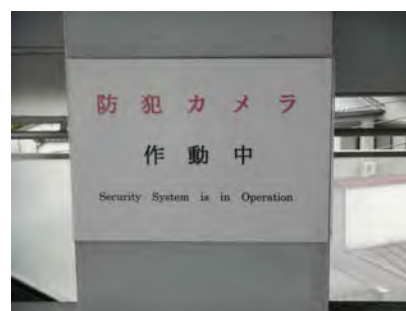
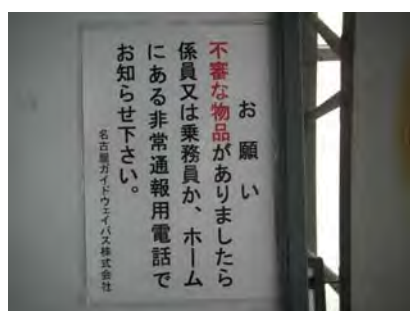
6 利用者とのコミュニケーション等

(1) 利用者からの意見

ナゴヤドームの野球ナイター終了時に、ナゴヤドーム前矢田駅において多客時の安全確保のため、昨年度に続き警備員を配置し、案内整理を務めるようにしました。

(2) 利用者への情報提供

公共交通機関へのテロ対策、防犯ポスターを各駅、管理センターに掲示し、利用者等への協力を要請しました。



掲示したテロ対策・防犯ポスター

(3) 関係者との協議

(社)日本民営鉄道協会の呼びかけによる「こども110番の駅」として、引き続き平成27年度も大曽根駅にステッカーを掲示して対応してまいりました。



大曽根駅の「こども110番の駅」ステッカー

輸送の安全確保には法令の遵守とともに自らも振り返り、一層の軌道事業の安全・信頼の向上に努めてまいります。

また、お客さまの声を“かたち”として反映し、さらなる輸送の安全の向上に役立てたいと思いますので、積極的なご意見をいただければ幸いです。

ありがとうございました。

連絡先

名古屋ガイドウェイバス株式会社

〒463-0801

名古屋市守山区竜泉寺二丁目301番地

TEL(052)758-5620 FAX(052)758-5621

<http://www.guideway.co.jp/>